

別表（第2条関係）

（令3条例11・全改、令6条例35・一部改正）

道路占用料金表

	種別	金額	単位
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	480円	1本につき1年
	第2種電柱	730円	
	第3種電柱	990円	
	第1種電話柱	430円	
	第2種電話柱	680円	
	第3種電話柱	940円	
	その他の柱類	43円	
	共架電線その他上空に設ける線類	4円	長さ1メートル
	地下に設ける電線その他の線類	3円	につき1年
	路上に設ける変圧器	420円	1個につき1年
	地下に設ける変圧器	260円	占用面積1平方メートルにつき1年
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	850円	1個につき1年
	郵便差出箱及び信書便差出箱	360円	
	広告塔	870円	表示面積1平方メートルにつき1年
その他のもの	850円	占用面積1平方メートルにつき1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	18円	長さ1メートルにつき1年
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	26円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	38円	

		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260円	
		外径が1メートル以上のもの		510円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	3円	長さ1メートルにつき1年
			その他のもの	9円	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		680円	1本につき1年
		その他のもの	上空に設けるもの	430円	占有面積1平方メートルにつき1年
			地下に設けるもの	260円	
その他のもの		850円			
法第32条第1項第4号に掲げる施設				850円	占有面積1平方
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		メートルにつき1年

る施設		階数が2のもの	Aに0.006を 乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.007を 乗じて得た額	
		上空に設ける通路		430円
		地下に設ける通路		260円
		家屋出入口等の通路		170円
		その他のもの		850円
法第32条第1 項第6号に掲げ る施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの		9円	占用面積1平方 メートルにつき 1日
	その他のもの		87円	占用面積1平方 メートルにつき 1月
道路法施行令 (昭和27年政 令第479号。 以下「令」とい う。)第7条第 1号に掲げる物 件	看板(アー チであるも のを除 く。)	一時的に設けるもの	87円	表示面積1平方 メートルにつき 1月
		その他のもの	870円	表示面積1平方 メートルにつき 1年
	標識		680円	1本につき1年
	旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	9円	1本につき1日
		その他のもの	87円	1本につき1月
	幕(令第7 条第4号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。)	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	9円	その面積1平方 メートルにつき 1日
		その他のもの	87円	その面積1平方 メートルにつき 1月
	アーチ	車道を横断するもの	870円	1基につき1月

	その他のもの	430円	
令第7条第2号に掲げる工作物		850円	占用面積1平方メートルにつき1年
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		87円	占用面積1平方メートルにつき
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		85円	1月
その他	その都度市長が定める額		その都度市長が定める単位

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1か月未満の端数があるときは1か月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1か月未満であるとき、又はその期間に1か月未

満の端数があるときは1か月として計算する。

- 8 前2項により算出した占用料の総額が100円に満たないときは100円とし、
占用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を10円とする。